

令和7年4月入学 新入生用

(下記「対象」欄を要確認)

大学独自の免除制度における
令和7年度**入学料**免除・徴収猶予申請及び
令和7年度前期分(4月から9月分) **授業料**免除申請について

- ◇対 象
- ・私費外国人留学生(学部・学環学生, 大学院生)
 - ・大学院生
 - ・養護教諭特別別科生

【入学料徴収猶予のみ対象】

- ・学部・学環学生(私費外国人留学生除く)

※**入学料免除・徴収猶予**は, 入学手続き時に第1次手続きを行った方のみ申請可能です。

- ◇提出期間
- 令和7年4月1日(火)から4月9日(水)まで 必着**
- ※窓口持参の場合は, 土日祝日を除く 8:30~17:00 が受付時間

提出期限を過ぎての申請は, いかなる理由があっても一切受け付けません
Applications received after the submission deadline will not be accepted for any reason.

- ◇提出方法
- 郵送または窓口持参

- ◇提出先
- 令和7年4月以降所属※の下記キャンパス

※理工学研究科博士前期課程「数理情報システム専攻」の方は主に所属・活動予定のキャンパス(米沢もしくは小白川)に提出してください。提出先により判定結果が変わることはありません。前期・後期の両方とも授業料免除申請する場合は, 後期分の申請時は前期分申請時と同じキャンパスに提出すること。

- ・小白川キャンパス
〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12
山形大学学生センター学生支援担当(奨学)
- ・飯田キャンパス
〒990-9585 山形市飯田西二丁目2-2
山形大学医学部学務課学生支援担当
- ・米沢キャンパス
〒992-8510 米沢市城南四丁目3-16
山形大学工学部学生サポートセンター学生支援担当
- ・鶴岡キャンパス
〒997-8555 鶴岡市若葉町1-23
山形大学農学部学生センター学務担当

- ・願書は必ず申請者本人が記入してください。
- ・郵送で提出する場合は, 簡易書留やレターパックプラス等の配達記録が残る方法で, 期限に間に合うよう郵送してください。封筒等の表には「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・父母等や代理人による代理申請は原則できません。
- ・P2【申請条件】に記載の, 申請できない内容に該当していないか必ず確認してください。
- ・授業料免除を希望する者は, 前期・後期それぞれで申請する必要があります。
- ・免除が許可されなかった場合も想定し, 事前に支払い計画を立てておいてください。

【制度の趣旨】

経済的理由によって入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が入学料・授業料の免除を許可する制度です。

山形大学入学料免除及び徴収猶予規程

山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程

【申請条件】

経済的理由によって入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

ただし、以下のいずれかに該当する者は申請できません。

●学費免除・徴収猶予共通

- ・故意又は重大な過失により虚偽の申告をした者

●入学料免除・徴収猶予

- ・入学料を納付済みの者

●授業料免除

- ・免除対象学期又はその前の学期に懲戒処分を受けた者

懲戒処分を受けた日が属する学期分の申請資格を失い、審査の対象から外れる。また、懲戒処分を受けた日の翌学期分の申請資格を失う。

なお、授業料免除許可後に懲戒処分を受けた者は、懲戒処分を受けた日が属する学期分の免除許可が取り消される。

- ・故意又は重大な過失により虚偽の申告をした者

- ・免除対象学期の途中で休学・退学等を予定している者

申請後に、上記のような事由が発生した場合、申請取り下げとなるため、速やかに申し出ること。

- ・免除対象学期の前の学期分までの授業料が完納されていない者

前期分申請時は、前年度後期分までの授業料を3月末日までに（新入学生を除く）、後期分申請時は当該年度前期分までの授業料を9月末日までに納付済みであること。

- ・すでに当該学期分の授業料を納付済みの者

- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）

- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

【免除等決定までの流れ】

時期	入学料免除・徴収猶予	授業料免除
4月1日（火）～ 4月9日（水）	・申請書類の提出（必着）	
～6月17日（火）		・令和7年度（令和6年分）の 所得（課税）証明書の提出
（結果発表まで、申請した内容の支払いは猶予されます）		
6月下旬（予定）	・結果発表（郵送で通知）	
8月上旬（予定）		・結果発表（郵送で通知）

※上記の予定が変更となる場合は、大学HPでお知らせします。

【判定基準】

学力基準

●学部・学環1年生

次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校の評定平均値が3.5以上
- ② 入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内
- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格者 または 大学入学資格検定の合格者

●その他の新入生

編入学生 ……編入学前の学校の取得単位数について、

大学院1年生 ……学部等で取得した専門科目の評価区分に応じて、

養護教諭特別別科生 ……看護師養成機関で取得した単位数について、

次の算式によって得た平均値が1.90以上であること（養護教諭特別別科生については、入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内でも可）。

$$\frac{(\text{優, S 及び A の単位数}) \times 3 + (\text{良 及び B の単位数}) \times 2 + (\text{可 及び C の単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

※本学規程による学力基準に満たない者は、不許可となります。

●学力基準の特例

上記にかかわらず、次に該当する者は、免除の対象とすることができるものとし、基準を読み替える。

一人親世帯、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く特別の事情のある者。

区分	学部・学環		3年次編入学, 別科	大学院	
	1年次	その他		1年前期	その他
学力基準	高等学校の評定平均値3.2以上	1.80まで	1.80まで	1.80まで	Bまで
	入学試験の成績の席次上位2分の1以内	(2年次学生は1.65まで)			

家計基準

家計支持者の前年（１月～１２月）の総所得金額の合算額が、本学で定める収入基準額以下であること。
（山形大学授業料免除選考基準による）

※家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により、家計困窮度（家計評価額）が変わるため、「収入〇〇万円以下なら免除」といった具体的数字でお示しできません。

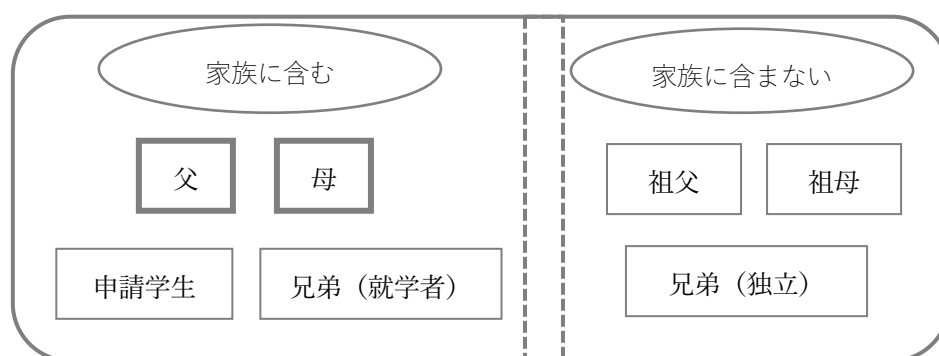
※限られた予算の中で実施している制度のため、家庭状況に変更がなくても学期ごとに判定結果が変わることがあります。

※円以外の通貨の場合、令和７年４月の第一営業日の為替レートを用いて円に換算します。

家計支持者とは・・・父母両方を指す。一人親の場合は、学生と同一世帯の父母いずれか。父母がいない場合は、父母に代わり学生の家計を支えている者（１名）。

「家族」の考え方・・・父母とその子を一つの家族とみなす。ただし、兄弟は就学者、未就学児及び障がい者を家族に含め、１８才以上の就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は家族に含めない。祖父母については、同居・別居を問わず含めない。（家計支持者である場合を除く）

世帯全員の住民票に記載：父、母、祖父、祖母、申請学生、兄弟（就学者）、兄弟（独立）の場合
※太枠が家計支持者（父、母）



独立生計とは

前期分の申請では４月１日/後期分の申請では１０月１日時点において、次の条件をすべて満たす者

- ・所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ・父母等（配偶者は除く）から仕送りや援助を受けていない者
- ・父母等と別居している者
- ・本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

※本人（又は配偶者）が主契約者である家族全員分の健康保険証（写）、もしくは健康保険証の内容がわかるもの等が提出できることが条件となります。

入学料免除・徴収猶予

【申請書類】

- ・ 授業料免除とは提出する書類が異なります。
- ・ 授業料免除も申請する場合、重複する書類は1部のみ提出してください。
- ・ 郵送で提出する場合は、簡易書留やレターパックプラス等の配達記録が残る方法で、期限に間に合うよう郵送してください。封筒等の表には「授業料免除等申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・ P2【申請条件】に記載の、申請できない内容に該当していないか必ず確認してください。
- ・ 郵送で提出し、到着確認をする場合には、追跡番号を利用しご自身でお確かめください。

1. 全員提出 (各種様式は大学 HP から入手可能)

提出書類	注意事項
令和7年度入学料免除・徴収猶予 第二次願書	・ 令和7年4月1日現在の状況（見込み）を申請者本人が記入すること。 ・ 父母等記入欄のみ父母等の自署が必要。（父母等が日本以外にいる場合や、独立生計者は記入不要。） ・ 学生現住所は令和7年4月1日現在の住所を記入すること。住民票と異なっても差し支えありません。 ・ 父母等が勤務地の関係で別居している場合は、父母等住所には学生の帰省先を記入すること。 ・ 申請理由をチェックすること。 ・ 申請の具体的理由を詳細に記入すること。（4行以上） ・ 主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、申請の具体的理由とは分けて、その年月や生活費の出所について記入すること。 ・ A3両面で印刷すること（詳細は様式内の説明参照）。 ・ その他注意事項については、以下「●記入上の注意」参照。
住民票謄本（世帯全員の住民票） ※令和7年1月1日以降発行のもの。	・ 申請者本人を含む家族全員分を提出すること。 ・ 「<u>世帯全員の住民票</u>」と記載のあるものを提出すること。 ・ マイナンバーの記載のないもの。 ・ 家族数に含まれない家族が記載されている場合、二重線で氏名を削除すること。 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。 ※外国人留学生は、日本以外に居住する家族分の提出は不要
<u>令和5年(2023年)1月～12月までの収入額等が分かる証明書類</u> 令和 <u>6</u> 年度（令和 <u>5</u> 年分） 「収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書 例：課税（所得）証明書 等	※注意※ <u>この証明書類に加えて、令和6年（2024年）の収入額等が分かる証明書類の提出も必要なため、P7を必ず確認し提出すること。</u> ・ <u>家計支持者全員分</u>を提出すること。 家計支持者とは父母両方（一人親等を除く）を指す。主婦、年金受給者、無職者等も必要。（詳しくはP4参照。）

2. 該当者のみ提出(各種様式は大学 HP から入手可能)※日本語以外の場合は日本語訳を添付すること

家計支持者は父母両方を指します。一人親等の場合を除き、父母両方の該当書類を提出してください。
独立生計の場合の家計支持者は本人（及び配偶者）を指します。（詳しくは P4 参照。）

該当事項		提出書類（A4 サイズに整えて提出）
家計支持者全員分の、令和 6 年(2024 年)の収入額等が分かる証明書類 ※下記に該当するものが複数ある場合はすべてを提出すること。 ※ <u>令和 6 年(2024 年)</u> に収入がなく該当する書類がない場合は、 <u>様式 4</u> にその旨記載し提出すること。		
家計支持者に <u>給与収入</u> がある	(1) 令和 6 年(2024 年) 1 月 1 日以前に就職	・令和 6 年分の源泉徴収票の写し 【家計支持者が日本での収入がなく(以下同様)、上記書類が提出できない外国人留学生のみ】 ・税金等が控除される前の総収入が記載された 2024 年分（1 月～12 月）の証明書（必ず日本語訳を添付すること）
	(2) 令和 6 年(2024 年) 1 月 2 日以降に就職	以下のすべての書類 ①令和 6 年分の源泉徴収票の写し ②給与支払（見込）証明書（様式 7）または 直近 3 ヶ月分給与明細書の写し（余白に給与の有無と就職年月日を記入） ※満 3 ヶ月分の給与明細がない場合は様式 7 を提出すること。 【上記①が提出できない外国人留学生のみ ※上記②と併せて提出】 ・税金等が控除される前の総収入が記載された 2024 年分（1 月～12 月）の証明書（必ず日本語訳を添付すること）
	(3) 令和 6 年(2024 年) 1 月 1 日以降に退職	以下のすべての書類 ①令和 6 年分の源泉徴収票の写し ②退職証明書（様式 8 でも可） ③退職証明書に退職金の有無の記載がない場合、金額等がわかる書類 【上記①が提出できない外国人留学生のみ ※上記②及び③と併せて提出】 ・税金等が控除される前の総収入が記載された 2024 年分（1 月～12 月）の証明書（必ず日本語訳を添付すること）
家計支持者に <u>給与収入以外</u> の所得がある		以下のいずれかの書類 ・令和 6 年分確定申告書（控）第一表・第二表の写し ※分離課税分がある場合は、第三表及び付表等も提出。 ・令和 7 年度市区町村・都道府県民税申告書（控）両面の写し 【上記が提出できない外国人留学生のみ】 ・給与収入以外の所得に係る税金等が控除される前の総所得が記載された 2024 年分（1 月～12 月）の証明書（必ず日本語訳を添付すること）
家計支持者が <u>年金・恩給</u> を受給している		以下のすべての書類 ①令和 6 年分の年金源泉徴収票の写し ②最新の払込通知書または改定通知書の写し ※遺族年金、障がい者年金等非課税の年金は不要 【上記①、②が提出できない外国人留学生のみ】 ・2024 年分（1 月～12 月）の年金・恩給の受給額が記載された証明書及び最新の払込が分かる証明書（必ず日本語訳を添付すること）

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）	
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	在学・授業料免除状況証明書（様式 5）
	公立、私立の学校 （予備校等その他の 学校を含む）	在学証明書（各学校所定の様式）
	夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記 証明書と申立書（様式 3）。 ※定職についている場合は就学者に含めない。	
一人親世帯	以下のすべての書類 ①母子・父子世帯申立書（様式 2） ②父又は母の戸籍謄本（全部事項証明）か、一人親世帯であることがわかる書類 （遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当証書の写しなど）	
生活保護世帯	生活保護支給額通知書の写し等	
障がい者がいる	障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）の写し	
大学院生 及び養護教諭特別科生	本学入学前における学校の、卒業または修了時の成績証明書	
外国人留学生	生活費収支調書（様式 6）	
独立生計 （P4[独立生計とは]の条件に 該当し、独立生計として申請 を希望する者）	以下の①及び②の書類 ①生活費収支調書（様式 6） ②次に指定するいずれかの書類 （確認内容：本人（又は配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康 保険証の内容がわかる資料の写し） ※注意※ マイナンバーカードの写しは受理できません。 ●2024 年 12 月以降、健康保険証が新規発行されなくなりましたが、 申請時現在「有効期限の切れていない健康保険証（国保等）」もしくは 「社会保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合 等）の保険証 （2025 年 12 月 1 日まで使用可能）」をお持ちの方 →健康保険証の写しを提出。 ●上記健康保険証を持っておらず、マイナ保険証のみをお持ちの方 →マイナポータル内の「健康保険証」をクリックし【表示されたペー ジを印刷】し提出。（区分、記号、番号、枝番、氏名、資格取得年月日、本 人・家族の別、保険者番号、保険者名、などが記載されているページ） ☆参考：マイナポータル内の「健康保険証」ページの閲覧方法 https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html ※「健康保険証」のページから閲覧可能な「資格情報を PDF で 取得」で表示される「医療保険の資格情報」は不可。 ※マイナ保険証の方に配付される「資格情報のお知らせ」は不可。 ●健康保険証とマイナ保険証のどちらも持っていない方 →【「資格確認書」の写し】を提出。 上記書類で判断に必要な情報が不足している場合は、追加で書類の提出 を求める場合があります。	

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
地震・風水害等の被害を受けた	対象となる災害※ ・ 東日本大震災 ・ 平成二十八年熊本地震 ・ 平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 ・ 平成三十年北海道胆振東部地震 ・ 令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 ・ 令和元年十月台風第 19 号 ・ 能登半島地震 提出書類 ・ 家屋の被害が「全壊」または「大規模半壊」の罹災証明書の写し※ ・ 原発避難がわかる罹災証明書または被災証明書の写し ※学期開始前 6 カ月（新入学者は 1 年）以内の風水害等の被害（本人若しくは学資負担者の居住地域が災害救助法の適用を受けたもの）に伴い申請する場合は、被害の程度に関わらず罹災証明書の写しを提出してください。また、他の支援制度で「風水害等の自然災害による被災学生への授業料免除支援」もありますのでご検討ください。
期限までに提出できない書類 【様式 1】	・ やむを得ない事由により期限までに提出できない書類がある場合、提出すること。なお、提出日が不明の場合は提出予定日を記入すること。 ・ 期限を過ぎても提出のない書類について、担当者から催促の連絡は行いません。 <u>連絡なく不備・不足書類を提出しなかった者は、書類不備として扱い、審査の対象から除外します。</u> ・ 後日提出する書類には、必ず【右上に学生番号及び氏名を黒又は青のボールペンで記入】してください。

授業料免除

【申請書類】

- ・ 入学料免除・徴収猶予とは提出する書類が異なります。
- ・ 入学料免除・徴収猶予も申請する場合、重複する書類は1部のみ提出してください。
- ・ 郵送で提出する場合は、簡易書留やレターパックプラス等の配達記録が残る方法で、期限に間に合うよう郵送してください。封筒等の表には「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・ P2【申請条件】に記載の、申請できない内容に該当していないか必ず確認してください。
- ・ 郵送で提出し、到着確認をする場合には、追跡番号を利用しご自身でお確かめください。

1. 全員提出（各種様式は大学 HP から入手可能）

提出書類	注意事項
令和7年度前期分 授業料免除願書	・ 令和7年4月1日現在の状況（見込み）を申請者本人が記入すること。 ・ 父母等記入欄のみ父母等の自署が必要。（父母等が日本以外にいる場合や、独立生計者は記入不要。） ・ 学生現住所は令和7年4月1日現在の住所を記入すること。住民票と異なっても差し支えありません。 ・ 父母等が勤務地の関係で別居している場合は、父母等住所には学生の帰省先を記入すること。 ・ 申請理由をチェックすること。 ・ A3両面で印刷すること（詳細は様式内の説明参照）。 ・ その他注意事項については、以下「●記入上の注意」参照。
住民票謄本（世帯全員の住民票） ※令和7年1月1日以降発行のもの。	・ 申請者本人を含む家族全員分を提出すること。 ・ 「<u>世帯全員の住民票</u>」と記載のあるものを提出すること。 ・ マイナンバーの記載のないもの。 ・ 家族数に含まれない家族が記載されている場合、二重線で氏名を削除すること。 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。 ※外国人留学生は、日本以外に居住する家族分の提出は不要。
令和6年(2024年)1月～12月までの 収入額等が分かる証明書類 ①令和7年度（令和6年分） 「収入（所得）額」と「市・県民税額」 が明記された市区町村発行の証明書 例：課税（所得）証明書 等 ※上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は、「所得証明書」と「課税（非課税）証明書」を併せて提出すること。	・ ①または②のいずれかを提出すること。 ※注意※ 入学料免除・徴収猶予の提出書類「市区町村発行の証明書」とは<u>年度が異なります</u>ので注意してください。 【①について】 ※この書類のみ、提出期限は令和7年6月17日（火） （自治体により発行開始日が異なるため、自治体のHP等で各自確認すること。概ね5月中旬～6月中旬頃に発行可能となる。） ・ 家計支持者<u>全員分</u>を提出すること。 家計支持者とは父母両方（一人親等を除く）を指す。主婦、年金受給者、無職者等も必要。（詳しくはP4参照。）

2. 該当者のみ提出(各種様式は大学 HP から入手可能)※日本語以外の場合は日本語訳を添付すること

該当事項	提出書類 (A4 サイズに <u>整えて提出</u>)	
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	在学・授業料免除状況証明書 (様式 5)
	公立, 私立の学校 (予備校等その他の学校を含む)	在学証明書 (各学校所定の様式)
	夜間, 定時制, 通信制, 予備校, 職業訓練校, 大学校, 各種学校等の場合, 上記証明書と申立書 (様式 3)。 ※定職についている場合は就学者に含めない。	
一人親世帯	以下のすべての書類 ①母子・父子世帯申立書 (様式 2) ②父又は母の戸籍謄本 (全部事項証明) か, 一人親世帯であることがわかる書類 (遺族年金の振込通知の写し, 児童扶養手当証書の写しなど)	
生活保護世帯	生活保護支給額通知書の写し等	
障がい者がいる	障がい者手帳(身体障がい者手帳, 療育手帳, 精神障がい者保健福祉手帳)の写し	
大学院生 (新入生のみ) 及び 養護教諭特別別科生	本学入学前における学校の卒業または修了時の成績証明証	
外国人留学生	生活費収支調書 (様式 6)	
独立生計 (P4[独立生計とは]の条件に該当し, 独立生計として申請を希望する者)	以下の①及び②の書類 ①生活費収支調書 (様式 6) ②次に指定する<u>いずれか</u>の書類 (確認内容: 本人 (又は配偶者) が被保険者となる家族全員分の健康保険証の内容がわかる資料の写し) ※注意※ マイナナンバーカードの写しは受理できません。 ●2024 年 12 月以降, 健康保険証が新規発行されなくなりましたが, 申請時現在「有効期限の切れていない健康保険証 (国保等)」もしくは「社会保険 (協会けんぽ・健康保険組合・共済組合 等) の保険証 (2025 年 12 月 1 日まで使用可能)」をお持ちの方 →<u>健康保険証の写し</u>を提出。 ●上記健康保険証を持っておらず, マイナ保険証のみをお持ちの方 →<u>マイナポータル内の「健康保険証」をクリックし【表示されたページを印刷】</u>し提出。(区分,記号,番号,枝番,氏名,資格取得年月日,本人・家族の別,保険者番号,保険者名,などが記載されているページ) ☆参考: マイナポータル内の「健康保険証」ページの閲覧方法 https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html ※「健康保険証」のページから閲覧可能な「資格情報を PDF で取得」で表示される「<u>医療保険の資格情報</u>」は不可。 ※マイナ保険証の方に配付される「<u>資格情報のお知らせ</u>」は不可。 ●健康保険証とマイナ保険証のどちらも持っていない方 →<u>【「資格確認書」の写し】</u>を提出。 上記書類で判断に必要な情報が不足している場合は, 追加で書類の提出を求める場合があります。	

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
地震・風水害等の被害を受けた	対象となる災害※ ・ 東日本大震災 ・ 平成二十八年熊本地震 ・ 平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 ・ 平成三十年北海道胆振東部地震 ・ 令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 ・ 令和元年十月台風第 19 号 ・ 能登半島地震 提出書類 ・ 家屋の被害が「全壊」または「大規模半壊」の罹災証明書の写し※ ・ 原発避難がわかる罹災証明書または被災証明書の写し ※学期開始前 6 カ月（新入学者は 1 年）以内の風水害等の被害（本人若しくは学資負担者の居住地域が災害救助法の適用を受けたもの）に伴い申請する場合は、被害の程度に関わらず罹災証明書の写しを提出してください。また、他の支援制度で「風水害等の自然災害による被災学生への授業料免除支援」もありますのでご検討ください。
期限までに提出できない書類【様式 1】	・ やむを得ない事由により期限までに提出できない書類がある場合、提出すること。なお、提出日が不明の場合は、提出予定日を記入すること。 ・ 期限を過ぎても提出のない書類について、担当者から催促の連絡は行いません。 連絡なく不備・不足書類を提出しなかった者は、書類不備として扱い、審査の対象から除外します。 ・ 後日提出する書類には、必ず【右上に学生番号及び氏名を黒又は青のボールペンで記入】してください。

●記入上の注意（入学科免除・徴収猶予、授業料免除共通）

・家庭調書

「①本人」欄について

自宅・自宅外をチェックすること。

「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。

「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。

「②就学者を除く家族」欄について

- 1) 原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者 1 名を記入すること。独立生計者は、父母の記入は不要。
- 2) 未就学児は、「②就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 3) 18 才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 4) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「②就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。
- 5) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

「③就学者」欄について

- 1) 就学者は、「③就学者」欄に記入すること。
- 2) 4月1日現在の学年を記入すること。
- 3) 進学先が未定の場合は「未定」と鉛筆で記入すること。
- 4) 高等学校以上の就学者は、証明書類を添付すること。

「所得等の状況」欄について

記入不要です。

入学料免除・徴収猶予は、令和6年分の源泉徴収票や確定申告書等に記載のある金額を用います。

授業料免除は、市区町村発行の令和7年度（令和6年分）の所得（課税）証明書に記載のある金額を用います。前年以降の就職・退職・転職・失職については、入学料免除・徴収猶予でのみ考慮されます。

●一人親世帯について

死亡、生別（離婚）以外の場合

- ・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類又は民生委員等*の署名がある申立書を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。

*利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。

【注意事項】（入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通）

個人情報について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

その他注意事項

- ・申請内容に虚偽があった場合は、すでに免除が許可されていた場合でも、免除を取り消します。
- ・添付書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。
- ・提出書類については、発行日が申請日から3カ月以内のもの、ただし障がい者手帳や療育手帳などすでに発行されており、発行日の変更ができないものについては最新のものを提出してください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。（ただし役所であらかじめ留められていたものを除く）
- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。
- ・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。

【入学料・授業料の徴収猶予について】

免除申請者は、判定結果が出るまで、入学料・授業料の徴収が猶予されます。

授業料免除を申請した方は、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

授業料口座振替の手続きがお済みでない場合は、至急お手続きください。(QRコード参照)



【判定結果通知】

●入学料免除・徴収猶予

6月下旬(予定)に郵送で通知します。

結果通知に記載の請求額を、指定された口座に納付してください。

指定された期日までに入学料を納付できない場合は、除籍となります。

●授業料免除

判定結果は、8月上旬(予定)に郵送で通知します。

【各キャンパスお問合せ先】

小白川キャンパスー学生センター学生支援担当(奨学) (TEL.023-628-4139)
yu-gsshogak@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

飯田キャンパスー学務課学生支援担当 (TEL.023-628-5176)
yu-igagak1@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

米沢キャンパスー学生サポートセンター学生支援担当 (TEL.0238-26-3017)
yu-kougakusei@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

鶴岡キャンパスー学生センター学務担当 (TEL.0235-28-2804)
yu-nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

Q&A

入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通

Q1：願書について父母等氏名欄を学生本人が代筆することは出来ますか？

A：できません。必ず父母等本人が署名してください。また、父の名前を母が代筆することもできません。

Q2：書類の発行日が古いものは提出できますか？

A：住民票、在学証明書等は申請日（前期は4月1日、後期は10月1日）から3か月以内に発行されたもののみ有効です。随時発行されないもの（児童扶養手当証書等）は、発行されている中で最新のものを提出してください。

Q3：同居の祖父母は家族数に含まれますか？

A：原則として、祖父母は家族数に含みません。ただし、父母がいない場合で、祖父または祖母が学生の家計を支えている場合は家族に含みます。

Q4：家計支持者ではない祖父母が同じ住民票に記載されています。そのまま提出していいですか？

A：願書に記入しない家族が住民票に記載されていても差し支えありません。必ず「世帯全員の住民票」と記載のあるものを提出してください。ホッチキスされている場合は取らないでください。

Q5：大学生の兄の住民票が父母と別世帯となっています。提出は必要ですか？

A：必要です。願書に家族数として含まれる家族（P4参照）の住民票は全員分提出してください。別世帯でも差し支えありません。

Q6：弟が浪人して自宅で勉強していますが、家族数に含まれますか？

A：18才以上の兄弟の場合、家族に含まれません（障害者を除く）。

Q7：兄が通っている学校では在学証明書が発行されません。在籍証明書での代用は可能ですか？

A：できません。在籍証明書では、現在もその学校に在学しているかどうか確認できないため、在学証明書が発行されない場合は就学者として認められません。18才以上の兄弟は、就学者または障がい者に該当しない場合家族に含まれません。

Q8：働きながら大学院に通っている兄がいます。家族数に含まれますか？

A：定職（フルタイム勤務）に就いている兄弟は就学者とならないため、家族に含まれません。定職以外（アルバイト等）の場合は就学者となるため家族に含まれます。

Q9：妹が4月または10月から進学予定で、申請期間内に受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか？また、在学証明書が提出時期までに発行できません。

A：進学先が未定の場合、学校名欄に「未定」と鉛筆書で記入し、様式1（不足書類一覧）に在学証明書が提出できる日を記入してください。後日在学証明書の提出時に、願書にボールペンで進学先を記入します。

Q10：「収入（所得）額」と「市県民税額」が明記された市区町村発行の証明書とは何ですか？

A：「所得（課税）証明書」等の名称で発行される証明書です。証明書の名称は市区町村で異なります。お手元に届く納税通知書等では代用できません。

Q11：父が今年の3月末で定年になり仕事を辞めるため、父の収入が無くなります。課税（所得）証明書は昨年の所得のため収入が多いのですが、考慮の対象になりますか？

A：入学料免除・徴収猶予では考慮されますが、授業料免除では、市区町村が証明した前年の収入（所得）額を基に判定するため、年度途中の退職・失職等は考慮されません。

Q12：両親の収入が何円以下であれば免除・徴収猶予になりますか？

A：家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により家計困窮度（家計評価額）が変わるため、「収入〇〇万円以下なら免除」といった明確な金額ではお答えできません。
また、年度毎の予算状況によっても変わります。

Q13：子供や家族に知られたくないことがあるため、必要書類の一部を省略することはできますか？

A：申請者を公平に審査するために、必要書類を省略することはできません。
親から知らせていない事情等もあるかと思いますが、すべての必要書類を提出願います。

Q14：家族の協力が得られないため、提出に必要な書類を全てそろえることができません。書類の一部を省略することはできますか？

A：公平に審査するため、必要書類を省略することはできません。申請する場合には必ずご家族の了承を得てください。

入学料免除・徴収猶予のみ

Q I：前年の源泉徴収票の収入を用いるのに、前々年の内容の所得（課税）証明書を提出するのはなぜですか？

A：前年の源泉徴収票等の収入（所得）と、前々年の内容の所得（課税）証明書で、大きな差がないか確認するためです。必ず提出してください。

Q II：確定申告時に源泉徴収票を提出したため、源泉徴収票が手元にありません。内容に間違いがないため、確定申告書で代用できますか？

A：源泉徴収票では転職の有無等も確認するため、確定申告書では代用できません。源泉徴収票の再発行の手続きをしてください。